

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、8 番 鈴木 敬君であります。

委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第69号土地の取得について、議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3 番、橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、改めましておはようございます。

産業厚生委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1．議案の名称。

1）議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

2）議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

3）議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

2．審査の経過。

11月8日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より日吉市民保健課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第６号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、進士為雄君の報告を求めます。

１番、進士為雄君。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 総務文教委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

１．議案の名称。

１）議第69号 土地の取得について。

２）議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第６号）（本委員会付託事項）。

３）議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（人件費）。

４）議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第３号）（人件費）。

２．審査の経過。

11月８日、第１委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋学校

教育課長、井上総務課長、黒田統合政策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での委員の質疑等の発言の要旨は会議録のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第69号 土地の取得について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第70号の平成30年度下田市の補正予算（第6号）についての予算書の17ページになろうかと思いますが、新庁舎建設対策費について、お尋ねをしたいと思います。

この1,794万6,000円の金額につきましては、私の昨日の質問で見積書をとって、そしてこの金額を予算措置をしたと、こういうことでございますが、今日、見積書をいただきますと、1,749万6,000円と、こういう金額になっております。予算上はこれに45万円ほど追加した1,794万6,000円と、こういう予算額になっております。この金額が妥当であるのかどうか、これは当然委員会として審議をしなければならない課題の1つであろうと思います。どういう審議をなされたのか、私の意見からいきますと、今日いただきましたこの見積書によりますと、意匠設計、構造設計、機械設計、電気設計、外構設計、5つの分野の設計が必要

である、こう記載がされているわけであります。この方々が20日間、5種目で5人の人が20日間働いたと、いわゆる延べ100日かかったと、こう想定しますと総額が677万6,000円であります。1日当たり6万7,700円余を払えと、こういう金額になってこようかと思うわけであります。これが100日ではなくて延べ200日かかったと、こう想定しましても、3万4,000円からの1日費用を払うと。さらに直接人件費と同じ額を諸経費として払う。技術料をこの人件費のいわゆる40%を払う。こういう形になっているわけであります。3月に契約しました約1億4,000万、このうちの基本設計は3,000万だと。この3,000万の金額と1億7,946万6,000円を比較した場合、倍以上の費用がここにかかっていると。こんなべらぼうな形での数字でいいのか、こういう疑問が当然出てこようかと思いますが、これらはどのように審議をなされたのかお尋ねをしたいと思ひますし、どういう観点からのチェックをしたのかしなかったのか明らかにしていただきたいと思ひわけであります。

といいますのは、これは見積もり合わせといいましても、既に業者は決まっているわけであります。安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT5というこの業者に決まって、ここが見積もりを出しているということになりますと、契約は当然この業者にお願いをすると、こういうことになってまいろうかと思ひわけであります。単なる見積書ではない、こういう内容を裏に持っていようかと思ひわけであります。それだけに、慎重の上に慎重に審議をしなければならないということは明らかではないかと思ひわけであります。そして、これらの金額が妥当だとすれば、その内容の吟味が当然必要になってこようかと思ひわけであります。災害に強い安全な施設なのか、あるいは市民に使いやすい施設なのか、経済的な施設であるのか、働きやすい施設か、市民に開かれた庁舎であるのか、こういう理念に従ってこの設計変更がどういうものであるかということを、チェックしていかなければ、吟味していかなければならないと思ひわけであります。

そして、そういうことをしていけば、このような事態になった責任はどこにあるのか、このことを当然委員会として明らかにしてまいらなければならないと思ひわけであります。確かに市長はこの臨時会が始まる時、よろしくお願ひをしたいと、審議をしていただきたいと。しかし、責任をとるということはそういうことではないと思ひんです。

議会に言われなくても当局としてきっちりとした自らの責任があるということをとることが、行政の責任者としての責任ある態度ではないかと思ひわけであります。

私は、池谷市長あるいは石井直樹市長、楠山市長とかかわってまいりましたが、それぞれの当局者の皆さんは、間違いを犯したときはきっちりと自らの責任をとる、こういう姿勢を明

らかにしてまいつているわけでありま。

これらの点をどのように委員会として審議をされてまいつたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信議員、発言の中で、金額に対し、1億7,496万という発言がありましたが、こちらは1,749万6,000円の間違いでよろしいでしょうか。訂正でよろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（竹内清二君） では、委員長、回答をお願いいたします。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 今のご質問に対してお答えします。

委員会では沢登さんも傍聴でいたかと思ひますからよくわかつていると思ひますけれども、見積もりの金額については議論はありませんでした。

ただ、その後の責任についてに対しては、どこにあるのかと当局にただしてあります。当然ながら意見の中では、要するに当局というのはいろいろな意見をまとめて執行すると。当然それがいわゆる基本設計もしかりでありますけれども、特に議会においては議決をするのは委託の予算と、3月に恐らく出てこようかという工事予算、これに対して議決をするわけですから、当然業者については、執行予算に議決を経ておるわけです。ですから、その上で当局の責任において、3月の工事予算に臨むというところで今の基本設計を含めた委託料で当然3月に行うべき、3月の設計に計上すべきだという主張の意見はありました。当然それに、基本設計にプラスするということは、もともとあったものにプラスする理由は何かということになれば、今まで進めてきたものを変えなければならないということが生じたからプラスの予算を入れたわけです。ですから、それについて当局は当然ながらきちんとした意見聴取をして、それで3月の設計予算に臨むという、まとめて臨むということで進むべきものをプラス約1,800万程度の金額を計上するということであればその分は余分にかかるわけですね。そのことについては当局の責任ではないかという意見はございました。ただ、残念ながら当局のほうからその責任についての回答はありませんでした。

なかったから、この予算がどうのこうのというお話ではないですが、あくまでもここは報告の場所ですから、そういう意見があったということだけは報告いたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） すみません。議長、先ほど1億4,000万と言いましたのはこのあれではなくて、3月の債務負担行為のときの金額を言った金額ではないかと思います。ちょっと流れてしまったものですから定かではありませんけれども。

わかりました。そういう意味では予算書のアmount、見積もり価格について委員会で妥当であるかどうかを審議しなかったというのは、委員会としての僕は落ち度だと思うわけです。そういう意味ではこれはやむを得ないと認めたわけではなくて、再度審議をすべきだと、新たな資料がここに出てきたわけですから。この資料に基づいてこの予算額が、しかも、見積もり額よりも何で45万円も高いんだと、予算額になっているんだと。見積もり額で予算措置をしましたと私の質問には当局はそういう答弁をよこしました。しかし出てきた数字は見積もり額と違うと、こういう状況がここに生じているわけです。

ですから、これはぜひとも委員長に要請をしたいと、やむを得なく認めたというようなことではなく、もう一度審議をしていただいて、金額的にもどうなのかと、そういう意味ではこの設計が予定どおりにできるのかどうなのかということもやはりきっちり当局にただしていく必要があるんじゃないかと思います。1カ月から3カ月の間でできると私の質問にそういう答弁を返してございますが、何でそうなのかというところの理由をお示しをいただけなかったと。さらに私の質問の中では、地盤についても大きな疑いがあると、再度くいを増やすか、あるいは長いくいを打つとかそういう措置が必要ということは議論されている。入り口についても、既に分譲地の建て売り住宅の道路位置指定を受けた道路を使うということになるわけですから、その人たちの通行はどうなるのかというような質問についても明確な返事が返されていないと。

こういうことからいいましても、そこら辺をきっちりと、この設計に直接かわらないにしても、一つの建物として庁舎としてあるわけですから、そういう点はぜひとも検討、チェックを、審議をしていただきたいと私は思うのでありますが、それらの点はどのように審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

- 議長（竹内清二君） 委員長お願いします。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

- 総務文教委員長（進士為雄君） 本会議で議員のほうから今のいう話、入り口の話、右折レーンの、右折できるかと下田方面に。その話とかくいの話、これは当然ながら委員会の中で当局のほうに質問はしております。ただ、当局のほうから、もう一つあるのは当然それは執行側の責任においていわゆる住民にどういうふうな説明をし、それに対して同意を得るのか、

これは今後のことだということで理解しておりましたし、当然くいについて若干地質が読み切れなかったという中で、プラスアルファの土質調査等々はこれからやる中でも、そのことについても当然執行側の責任で行うことですね。その中において、土質のとか自然状況というのはなかなか単なる調査だけではなくて、実際に入っていった中で変わっていく場合がありますから、当然それについての変更というものは考えなくてはいいだろうということは委員会の中でも議論がありました。ただし、先ほど言われたもう一つ、同じことを繰り返すようだけれども、基本設計に同意とか何かではなくて、基本設計をやって工事予算を出して、工事発注をし、完成期日までやっていくということは当局の責任であり、それをしていく中で、ここにおいてちょっと細かな数字は別にし、1,800万の変更をやるということは、これは自然の状況でも何でもなく判断の見誤りだということもただしております。ただ、それに対しての回答が出なかったのは非常に残念ですけれども、これをこの言葉どおり、事情やむを得なく通したということは、やはり完成においてでも、今の予定どおり持っていくということを、これはちょっと想像の中ですけれども、各委員がそういう理解のもとでやむを得なく通したというふうに委員長としては考えております。

ですから、今後用地のこととか、用地もまだ買収していませんから、その辺の質問もありましたし、あとどういう質問でしたかな。そうですね、工事費、オリンピックを控え高騰するんじゃないかと、工事費についても全体事業費で30億とか、本会議でかたくなにその実施設計の中で抑えていくんだというような発言もありましたけれども、そういうものに不安をした質問もありました。ただ、それが今言うように自信を持ってこうだというような意見はなかったかというふうに思います。当局からですね。ですから、当局はそれなりに責任を持ってやるということ、これ議員のほうで執行するわけではありませんから。ですから、議員のほうの中でこういう議論もやりましたけれども、市長室が大きいとかプロムナードが広いとか、いろいろなそういう意見があることは当然当局もわかっていますし、その中でも別にそうでもないという意見もあるわけです。そのことにおいて、3月のこれから基本設計を踏まえ詳細設計をやり、工事発注するときに自信持って通せる設計にするのは当局の責任ですから、責任を持ってやれというような議論はあったと思います。

以上でございます。

- 議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。
- 13番（沢登英信君） このような臨時議会をもって1,800万近い追加予算をするということの責任は当局にあるんだと、このプロムナードや、あるいはこの1階に議場を持ってくる

と、このような設計の言ってみれば誤りと言っているかと思うんですが、それらのものは当局にあると、こういう結論を委員会として出したということはわかりました。そうしますと、一部の新聞報道では、議員は3階に議場を持っていきたいから3階に持っていくんだと、こういう意見を言っているんだと、ちょっと筋違いの表現をしています。

〔発言する者あり〕

- 議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。ご静粛にお願いいたします。
- 13番（沢登英信君） しかし、そのポイントは市民が来るところは1階であり、2階に多く来ると。したがって、そこが一番使いやすい場所になるので市民を迎える場所にしないと、こういう主張をしてまいったかと思うわけであります。別に3階に議場を持っていけと言ったわけではないと。私の意見はむしろ議場は校舎を使ったらどうだと、こういう提案までしているところであります。そうしますと、玄関機能をどこに持っていくのかということはどうしても考えなければならないことだと思うんです。当局の見解は、2階が玄関機能があってしかるべきだと。しかし、全体的に見ますと、駐車場の配置から等々考えていきますと1年、2年、これが中学校が廃校になると、そこも駐車場として利用できると、こういうことになりますと、当然1階がメインの会場になってくると、こういうことが考えられ、多くの11人の議員はそう考えたわけです。そうしますと、下田のプロムナード、散歩道を幅7.2メートル、長さ20メートル、さらに市民ゾーンというような形で、具体的に利用計画もきっちりないような形のものを1階に措置しておくということは、当然議会として、議員として、訂正を求めていかなければならない課題だと思うわけです。その議論をどのようにされ、当局からどのような確約を得たのか得ないのかお尋ねをして終わりたいと思います。
- 議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

- 総務文教委員長（進士為雄君） 玄関機能についての議論はなかったかと思いますが、いわゆるプロムナード含めた市民ゾーン、ここについての利用勝手については意見としてあったのは、使い勝手がどうのこうのというのは本会議の中でも議論して、いろいろな使い方をするというようなお話がありました。それと、委員会の中では逆に言うとそれに対するただ意見よりも、当然ながら庁舎というものが機能だけで存在するものでなく、市民が来たときのゆとりというかそういう部分、それと、やはりエントランス的なそういうものを含めてプロムナードなり、市民ゾーンがそういう活用であるのであれば自信を持ってやればいんだらうというような意見はありました。当然ながら今後の防災において、庁舎が全ての起

点になるとは思いませんけれども、駐車場にそういう市民ゾーンのなある程度の広さがあるということは防災の面でも役に立つのではないかというような意見はあったかというふうに思います。それに対して賛成、反対とかという議論ではなく、そういう意見はあったというふうに、沢登さんもそこにいましたのでわかっていると思いますけれども、そういう意見はあったと、誰とは言いませんけれども。そういうことです。

- 議長（竹内清二君） ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 質問がございませんので、これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員会報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第69号 土地の取得についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第69号 土地の取得については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

- 議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

- 13番（沢登英信君） 議第70号の平成30年度下田市補正予算の新庁舎建設対策費1,794万6,000円の計上について反対の討論をさせていただきたいと思うのであります。

安井・池田・堀越ARCHITECT5のこの設計共同企業体に、既に4月時点で債務負

担行為として約1億4,000万を、そしてこの基本設計については3,000万を予算措置をして設計を委託しているところであります。その上にさらに半分以上の1,794万6,000円もの追加補正をしなければならないと。これは行政の運営上、予算上大変な事態であると、こう考えざるを得ないと思うわけであります。そして当然当局はこのような事態を招いた責任を明確にしなければならない、こう思うわけであります。そして、議会のチェックがあったがためにこういう問題が表面に出てきたと、こう考えるべきであって、議会が余分なちゃちを入れたからこのような事態になったと、このような認識はきっちりと当局に改めていただかなければならないと、こう思うわけであります。

庁舎といいますのは、基本設計のもとに5つにわたる理念を設けて進めてまいったと思うわけであります。プロポの結果、あるいは当局が採用しましたこの案が、市民に開かれた、あるいは経済的な、こういう点で大きな無駄があると、こういう指摘をしてまいったと思うわけであります。特別委員会まで立ち上げてその指摘をしてまいったわけであります。その指摘がきっちりただされているかどうか、当然この本議会として点検をしチェックをしていかなければならない課題であろうと思うわけであります。大きく言えば、この建物の正面をどこに据えるべきか、当局は2階だと。しかし、2階には十数台の来訪者の駐車しかできない、多くの駐車場は1階にある。中学校は1年後に統廃合、閉校になればその一部グラウンド等は駐車場として使うと。こういうことさえ想定をしていると。こういう状況から考えますと、中学校が閉校になりました後は、1階がメインにならざるを得ない、こういう事情にあると思うわけであります。そうしますと最低1階にも2階に従うような玄関口が必要になると。災害のためにスペースが必要だと、こう言っておりますが、災害が起きたとき、庁舎には多くの関係者が集中をする。こういうことになりますので、集中がしやすいような形にしておくことが必要であります。物資とかボランティアとかの手配等々は学校の施設がある、グラウンドの施設がある、庁舎外に施設として設置をする、こういうことが設計者の思想の中でも明らかにプロポの中で打ち出されているわけであります。まさに、市民ゾーンにつきましては何のために使うのか、4年に一度しかやらない選挙の投票のために使うんだと、議会より以上に使う回数も少ないにもかかわらずそういうものをつくるんだと、260平米からの面積を持っているわけであります。これらのものを本来の使い勝手のいいものに変えていけば、千単位の金額ではなく、恐らく億単位の金額の削減ができる、こういうことが言えるんじゃないかと思うわけであります。少なくともこのような事態を招いた責任を明確にしないまま、しかも設計の内容もです。建物は1つの理念、思いに従って設計をしていく。

継ぎ合わせをしたような設計でいい建物はできる、市民の使い勝手のいい建物ができるなんていうことは、皆さん決して私はないと思うわけであります。

当局は本当に特別委員会が指摘したこの内容を、心から吟味し誠意を持って応えようということではないと、こう私は思わざるを得ないわけであります。3月の建設予算を通すために、渋々妥協をしたと、妥協の庁舎を建てさせるということによろしいのかと、こういう疑問を持たざるを得ないわけであります。設計変更が必要であれば、それぞれ特別委員会が出されたそれぞれのチェック項目を、きっちりと当局が納得のいく上辺だけの回答ではなく話し合いをして、納得のいく回答の上に設計に入ることが私は必要ではないかと思うわけであります。したがって、この1,794万6,000円、昨日の質問の中では、見積もりに基づいてやったと、見積書は1,749万6,000円、45万円も余分に積んである。予算を議会として金額の内容もきっちり吟味せずに通してしまうということは、議会としての落ち度もあるとこういうことにならざるを得ないと思います。

したがって、私はこの予算にこの点を持ちまして反対をするものでございます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番、滝内久生君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の庁舎建設に係る1,800万余りの予算については、大変疑義があるものだという意見が多数ありました。当局は責任をどう考えているのかということについてもはっきり答えませんでした。しかしながら、先般の10月18日の新庁舎建設設計に伴う検討会の中で、当局は明らかに私どもの進め方が悪いのであって、また、進め方のまずさというのはあったという認識でいると明確に答えております。今回の委員会審議の中ではっきりとは言っていませんが、従前の検討会の中で責任の所在を明確に答弁しております。確かにその辺の事業の進め方、議会に対応する進め方、大変まずいものがあったと、それは確かでございます。しかしながら、今、緊防債を活用しての庁舎建設という大きな命題があります。その中で、いかにしたら期限内に建設が可能なのかということを考えますと、現状、今の状態を打破するためには、今回の1,800万の補正予算についてはまことに遺憾であります。しかしながら、これを認めないと庁舎建設は一向に進みません。当局の責任は明確であります。ここに設計の打ち合わせ記録簿があります。しっかりと当局と議会との協議を進めるべきだということも書

いてありますけれども、一向にやらなかった。その責任は大きなものがありますけれども、先ほどから言っておりますように、今ここでこの予算を否決したら庁舎建設は進みません。したがって、大変遺憾ではありますけれども、事情やむを得ないものということで、議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）については賛成するものであります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

7番、大川敏雄君。

〔7番 大川敏雄君登壇〕

○7番（大川敏雄君） この臨時会に、特に新庁舎建設基本設計再構築事務委託費1,794万6,000円を補正予算に計上提案されたことに対し、賛成する立場から私は述べたいと思います。

福井市長は、去る10月18日、新庁舎建設設計特別委員会の報告を踏まえ、本年3月以降推進してきました1階は市民と議会ゾーン、2階は市民窓口、3階は行政窓口、そして、現稲生沢中学校の技術棟を健診エリアとする基本プランを改めて、新たに2件の基本プランを修正案として提案されました。その1つ目の案は2階の市民窓口は変更なし、1階に健診エリアを配置し、議会ゾーンは技術棟のエリアに別棟で増築すると。その2つ目の案は、2階の市民窓口は変更なしで、3階の一部執行窓口を1階へ、そして、議会ゾーンを3階にすると。

以上の修正案に対しまして、10月18日の市当局主催の検討会、あるいは10月24日開催されました代表者会議及び11月2日議長主催の意見交換が開催されました。進士為雄議員と私の会派明政会は、下田市のふれあい広場で開催された10月21日、協議した結果、議会ゾーンを3階にし、3階の一部行政窓口を1階にする修正案を了とすると。ともに議会ゾーンにおける基本設計の詳細は今後協議していく。その他の場所については市当局の責任において進めていくことで合意をし、10月24日の代表者会議及び11月2日の意見交換会にその旨を述べてまいったわけであります。私はこの臨時会に、議会ゾーンを3階にし、1階を3階の一部行政窓口の基本プランの修正を前提とした補正予算を編成し提案されました福井市長の政治的判断を評価するものであります。この補正予算の提案は、福井市長のかたい決意を強く感ずるのであります。

まず第1に、新庁舎を早期建設は多くの市民が待ち望んでいるところであります。下田市は新庁舎建設に向けてスタートしたのは、平成21年10月であります。新庁舎建設はワーキング会議が設置したときから数えますと、もう既に9年経過しております。また、平成23年3月11日、東日本大震災の発生により、現在地により建てかえの方針が白紙に戻された以

来、元石井市長時代に策定した平成24年6月下田市新庁舎など建設基本構想では、ご存じのとおり敷根のあの公園前の場所に建設用地を設定したわけです。また、前楠山市長時代には平成27年5月に策定した基本構想では、敷根地域の厚生労働省の宿舍南側民有地を建設候補にしましたがけれども、議会同意を得ることができませんでした。現福井市長のもと、平成29年10月に策定した基本計画において、建設候補地を稲生沢中学校北側隣接民有地が平成29年12月議会で位置条例の改正が承認され、平成24年6月以来ようやく5年半をあとに実は決定されたわけであります。大幅に遅れているこの新庁舎建設事業を福井市長は国の優遇措置、つまりは緊急防災・減災事業債の活用できる平成32年までに計画どおり事業を推進していくという強い決意のもと、全体的なスケジュールからしてぎりぎりのこの時期、特別委員会の報告を踏まえ本臨時会に補正予算を提案しておるわけでありまして、私は賛意を表するものであります。

第2に、事業規模において可能な限り事業を抑え、将来にわたって財政の健全性を維持に配し、身の丈に合ったものを建設していくことを表明しておりまして、この点にも評価しているものであります。

次に、新庁舎建設基本設計再構築業務委託費1,794万6,000円の補正でございますが、本年3月29日、金額1億3,964万6,000円で、安井・池田・堀越英嗣ARCHITECT5共同設計企業体と業務の委託の契約をされております。下田市新庁舎建設設計工事監理業務特記仕様書によれば、設計工期は基本設計で平成30年10月1日まで、実施設計は平成31年5月31日までとなっているわけであります。今回の補正が必要になった理由は、下田市側の基本プランの決定が遅れてきたものでありまして、委託業者には責任はないと判断しなければなりません。去る3月17日の公開ヒアリングが開催され、その2日後に第1回議会関係施設等検討委員会がされました。このときの第1回の検討会において議事録を見ますと、1階に議会ゾーンにすることに対して、疑義を發したのは進士為雄議員のみでありまして、選定委員会が最優秀者として選ばれたこの提案内容に対しては意見がなかったわけであります。そして、第2回目が2カ月半が過ぎた6月5日開催されました。私は今でもこの空白期間が課題解決をより難しくしたと判断しているわけであります。今日までの当局や議員の方々の意見を聞いておりますと、どちらにもこの案件に対する対応の仕方に欠けていたものがあったと思えてなりません。本議会の提案されました補正予算は、新庁舎建設に向けて絶対に必要であり、昨日の総務文教委員会で全会一致で可決したことを高く評価するもので、委員長の報告のとおり私も、議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）に賛成するものであり

ます。

以上です。

- 議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、失礼いたしました。

ご異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（竹内清二君） 賛成多数であります。

よって、議第70号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

-
- 議長（竹内清二君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で午前11時10分より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

午前10時54分閉会